

## お知らせ

株式会社キリン堂  
代表取締役 寺西豊彦

平成30年9月4日付けで消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました件について、お客様を始め関係者の皆様に大変ご迷惑をお掛けしております。

今回対象となっております、弊社商品グラリスゴールドにつきましては、その商品の内容に問題はありませんが、お客様に、弊社店舗を引き続き安心してご利用いただくとともに、弊社商品を今後もお愛顧いただくために、措置命令の対象となりました該当店舗及び該当期間中にグラリスゴールドを購入されたお客様で希望される方に、購入されたグラリスゴールドの代金の返金を行うことと致しました。

返金をご希望されるお客様は、以下のお問い合わせ先までご連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、返金については、該当店舗及び該当期間中における購入の事実が確認できたお客様に限りますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

措置命令の対象となりました該当店舗及び該当期間につきましては、以下に掲載のとおりです。

### 【ページリンク】

URL : [https://www.kirindo.co.jp/news/files/18905\\_store\\_period.pdf](https://www.kirindo.co.jp/news/files/18905_store_period.pdf)

平成30年10月10日

### 〔お問い合わせ先〕

株式会社キリン堂 お客様相談室

電話番号 0120-003-138

受付時間 平日9:00～18:00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

以上